

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市市民生活局市民生活室市民課の業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- （1）業 務 名 マイナンバーカード交付関連業務委託
- （2）業 務 場 所 明石市役所本庁舎、各市民センター、あかし総合窓口及び明石市内の指定する場所
- （3）業 務 概 要 マイナンバー交付関連業務 1式
- （4）履 行 期 間 2023年4月1日から2023年12月31日まで
ただし、本業務を適正に履行している場合は、国のマイナンバー制度の施策展開により2025年3月31日までの間において、契約を延長する可能性がある。
- （5）見 積 限 度 額 89,400,000円（税抜）

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- （1）明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）のサービス業務の部門に登録されていること。ただし、登録されていない者についても、2023年3月7日までに明石市競争入札参加資格申請書（物品・サービス）を明石市総務局財務室契約担当に提出し、適正に受理された場合は、本応募に限り名簿に登録されている者とみなす。
- （2）2013年4月1日から2023年1月31日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係るマイナンバーカード交付関連業務委託（マイナンバーカード交付に係る補助業務、マイナンバーカード交付に係るコールセンター業務及びマイナンバーカード出張申請業務のいずれも含む業務）を元請として完了した業務実績を有すること。
- （3）マイナンバーカード交付関連業務委託（マイナンバーカード交付に係る補助業務、マイナンバーカード交付に係るコールセンター業務及びマイナンバーカード出張申請業務のいずれも含む業務）に業務責任者若しくは業務従事者として通算して1年以上従事した経験を有する者又はマイナンバー実務検定1級若しくは2級の資格を有する者を保有しており、その者を本業務における業務責任者として配置できること（専任性は求めません。）。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （5）明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11

年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

(7) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(8) 公告日において納期限が到来している明石市税(※)を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限を過ぎていないもの)を除く。

(9) 公告日において納期限が到来している国税(法人税(個人にあつては所得税)並びに消費税及び地方消費税)(※)を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限の過ぎていないもの)を除く。

(10) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

2023年2月17日(金)からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、市民生活局市民生活室市民課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5019)の上、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参してください。

4 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX(078-918-5138)により市民生活局市民生活室市民課へ仕様書等に関する質問書(指定様式)を提出してください。

2023年2月17日(金)から2023年2月24日(金)午前10時まで

(2) 質問に対する回答

2023年2月24日(金)午後5時から明石市ホームページにおいて公表します。

5 プロポーザル方式参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書(1部/様式4)

イ 参考見積書(1部原本、8部コピー/様式5)

ウ 参考業務費内訳書(表紙)(9部/様式6)

エ 参考業務費内訳書(本体)(9部/任意様式)

オ 企画提案書(9部/「企画提案書作成要領」参照)

カ 公共性(施策反映)評価提出書(9部/「公共性(施策反映)評価について」参照)

キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書(税額の証明ではありません。)

※ 発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。

- ・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
 - ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- ※ 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 2023年2月24日（金）午後5時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、2023年3月7日（火）正午（必着）です。

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所市民生活局市民生活室市民課 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式2）に貼付し、FAX（078-918-5138）により明石市役所市民生活局市民生活室市民課へ送信してください。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

(1) 日時 3月9日（木）午後 ※時間は参加申請書等の受付終了後に連絡します。

(2) 場所 明石市役所本庁舎会議室

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合がある。

8 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

9 支払条件

前金払 無 部分払 有（年11回以内及び業務完了時に残額を支払い）

10 契約の締結について

(1) 受託予定者

マイナンバーカード交付関連業務委託受託予定者選定要領の選定委員会において選定された受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託予定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) その他

受託予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

11 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

12 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

13 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の実証が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

14 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

15 年度開始前準備行為

本プロポーザルは、令和5年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、当該契約予定者と2023年4月1日に契約を行うこととなります（ただし、2023年4月1日時点においても契約予定者が見積合せ参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、見積合せの参加要件を一項目でも満たしていないこととなった場合は失格となります。この場合においては、次順位以下の見積合せ参加要件をすべて満たす者と契約を行うこととなります。）。

なお、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約は行いません。この場合、本見積合せ等に要したすべての費用について明石市に請求することができず、本見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

16 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (8) 明石市に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザル方式に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する所在地を選定の過程において確認することがありますので、ご注意ください。